

農業経営のリスク低減対策に取り組んでみませんか？

～ GAP実践のすすめ～



農業は、農地、トラクターなどの農業機械、農薬などの資材を有効に活用することによって、食料を供給していく重要な役割を担っています。

しかし、その活用方法を誤ると、環境汚染、消費者の信頼低下、農作業事故などの問題を引き起こすことがあります。

これらの問題を未然に防ぐための手法、それが**GAP (農業生産工程管理)**です。

なぜ、GAPはリスク低減につながるの？

GAPでは各農作業で問題が発生しやすい箇所を事前に洗い出し、対策を行うことで、農業経営におけるリスクを低減させます。

例えば ドリフトによる農薬の残留 飛散低減ノズルの使用、風向きの確認
過剰施肥による環境への負荷 土壌分析の実施、適正施肥
トラクター利用時の農作業事故 安全フレームの装着

記録を残すことで消費者等への説明や問題が起こったときの原因究明に役立ちます。

これまで経験や勘で行ってきた管理についてルールを定め、適切な管理を行うことで経営改善につなげていきます。

GAPに取り組むと・・・・・・・・

環境保全



安全な農産物生産



労働安全の確保



安定的な経営

信頼性のある産地

GAP取り組みのポイント！

GAPは、改善(PDCA)サイクルによって、取り組み内容を毎年見直していくことが重要です。現状に満足せず、レベルアップを目指しましょう。



GAPでは目標を達成するためにルールづくりが重要です。長崎県では農業者の方が取り組みやすいよう長崎県版GAPを策定していますので参考にしましょう。

「長崎県版GAPチェックシート」～生産者

区分	項目	法令上の義務	対象作物	チェック
食品安全	1. ほ場環境の確認と衛生管理	a.ほ場、その周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等から農産物への汚染防止を実施した。	全作物	
	2. 農薬の使用	a.無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材を使用しなかった。	全作物	
		b.農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行った。	全作物	

GAPはグループで実践するとより効果的です。所属している生産部会などでGAP導入に向けた話し合いをしましょう。

長崎県でのGAPの推進

長崎県では、本県の特徴ある農業環境を考慮して、平成18年2月に長崎県版GAPを作成しました。平成23年1月には、労働安全に対する取り組みなどの強化とともに国のガイドラインへの準拠を目的として改訂を行い、これまで以上に充実したGAPが実践できるように項目を追加・整理しました。また、各振興局等によるGAP実践支援、国の消費安全対策交付金事業による経費の助成などの支援対策もありますので興味がある方はお問い合わせください。



長崎県版GAP

問い合わせ先

県央振興局農林部	電話	0957-22-0057	FAX	0957-35-1133
島原振興局農林水産部	電話	0957-63-0462	FAX	0957-62-4303
県北振興局農林部	電話	0956-41-2033	FAX	0956-64-2239
五島振興局農林水産部	電話	0959-72-5115	FAX	0959-72-5117
壱岐振興局農林水産部	電話	0920-45-3030	FAX	0920-45-3045
対馬振興局農林水産部	電話	0920-52-4011	FAX	0920-52-0960
県農業経営課	電話	095-895-2933	FAX	095-895-2591
	E-mail	s07030@pref.nagasaki.lg.jp		
	HP	http://www.n-nourin.jp/hk/index.html		